解散公告

当社は、平成二十二年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

大阪府八尾市山本町南一丁目六番四号

株式会社ニシオ洋品店

代表清算人　寺田　和子

解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

北九州市小倉南区城野四丁目二番一八号

有限会社太田工芸

清算人　太田　征男

解散公告

当社は、平成二十二年十月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

福岡市中央区高砂二丁目一一番一一号

株式会社ディックスクロキ

代表清算人　板倉　雅明

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十月二十八日付北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

北海道恵庭市黄金南一丁目三番地の一〇

恵庭市黄金土地区画整理組合

代表清算人　浄土　初男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

大阪府東大阪市東石切町一丁目一番一号

財団法人石切積徳会

代表清算人　木積　智子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月二十六日開催の理事会の決議により、平成二十二年十月二十三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋九〇二番地

財団法人市屋保郷会

代表清算人　道尻　久志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月三十日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

沖縄県那覇市小禄四丁目一―八

医療法人ケイ・デンタルオフィス

清算人　仲間　恵義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月五日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

栃木県那須烏山市中央一丁目一九番一〇号

財団法人烏山家政専門学校

代表清算人　増渕美年子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年十月十五日に群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

群馬県高崎市京目町二二九番地

京目土地改良区

清算人代表　中島　秀男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

大阪府守口市大宮通三丁目六番六号

特定非営利活動法人にしき・やぐも福祉会

清算人　表野　静子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

大阪府守口市外島町六番西二―一〇二号

特定非営利活動法人我楽多馬力福祉会

清算人　伊東　伸幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

大阪市生野区生野東四丁目四番二三号

特定非営利活動法人まごころ愛の手

代表清算人　野村　卓成

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十二年十月十四日、山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

山形県長井市ままの上五番一号

長井市土地開発公社

清算人　新野　潔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十六日

東京都杉並区上荻一―一五―一

特定非営利活動法人杉並区日印交流協会

清算人　根本　郁芳

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年十一月十六日

東京都千代田区一番町二二番地二

株式会社チャレンジ21

代表取締役　山崎　純一

第20期決算公告

平成22年11月16日

東京都千代田区一番町22番地2

株式会社チャレンジ21

代表取締役　山崎　純一

貸借対照表の要旨（平成22年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,380
	固定資産	110,152
	合計	112,533
負債及び純資産の部	流動負債	387
	固定負債	30,101
	株主資本	82,043
	資本金	10,000
	剰余金	72,043
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	67,043
	（うち当期純損失）	(1,626)
	合計	112,533